

## 高齡者虐待対応における高齡者と養護者の関係性の再構築に向けた養護者支援 —地域包括支援センターの社会福祉士へのヒアリング調査を通して—

○ 永山地域包括支援センター 高橋通江 (010300)

伊藤 美智予 (日本福祉大学・4726)

キーワード3つ: 高齡者虐待・養護者支援・関係性の再構築

### 1. 研究目的

2022年度の高齡者虐待の判断件数は16,669件あり、死亡事例も32件あるなど社会的な課題である(厚生労働省 2023)。虐待解消のための養護者支援は重要であると言われているが困難性が高く、分離して支援終了となっているケースがある。物理的な環境が離れたとしても、安心した生活を送るために高齡者と養護者の関係性の再構築に至る支援について検討する必要がある。本研究は、高齡者虐待対応における高齡者と養護者の関係性の再構築に向けた養護者支援の方法を検討することを目的とする。

### 2. 研究の視点および方法

司法分野においては、虐待者等加害行為をした当事者への支援によって、関係性を再構築する研究があった。一方で、高齡者虐待対応における高齡者本人と虐待に至った養護者の関係性の再構築に関して養護者支援に関する研究はほとんどなかった。そのため、実践経験の豊かな地域包括支援センターの社会福祉士(n=8)から高齡者本人と養護者の関係性の再構築に至った事例についてのヒアリングを通して養護者支援の実態を把握することとした。

インタビューガイドに沿って、対象者一人当たり60分程度の半構造化面接を実施した(2023年5~7月)。高齡者虐待と判断されたケースの1) 実際に行った再構築に至った養護者支援の内容について、2) 必要と思われる養護者支援について自由に語ってもらった。対象者ごとに逐語録を作成し、質的データ分析法(佐藤郁哉 2008)を用いて分析した。逐語録から実際に行った養護者支援の内容及び必要と思われる養護者支援について述べている箇所を抽出しコードとした。類似していると判断したコードを集めて、「サブカテゴリー」を生成し、さらに【カテゴリー】にまとめた。カテゴリーの生成やカテゴリー名の妥当性については助言を受けながら作業を進めた。

### 3. 倫理的配慮

対象者に研究の趣旨、方法、結果の公表等について書面と口頭で説明し承諾を得た。日本福祉大学大学院社会福祉学研究科「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会の承認(承認番号 22-034)を得て実施した。共同研究者の承諾も得た。なお、本報告に関連し、開示すべきCOI関係になる企業等はない。

#### 4. 研究結果

##### 1) 実際に行った再構築に至った養護者支援の内容について

153のコードから、28の《サブカテゴリー》、9つの【カテゴリー】を生成した。

【①養護者を含む家族全体をアセスメントする】《本人と養護者の関係のアセスメント》し《養護者の強みと弱みを把握する》ことを意識していた。

【②支援(高齢者本人・養護者)に関して養護者の同意を得る】《養護者が主体的に判断できるように説明》し社会福祉士と養護者が共通理解を持ち支援をスタートさせていた。

【③虐待の事実から出発する】《養護者が虐待の事実を受け入れられるような面談》をし、《虐待の発生要因を養護者に確認》していた。《養護者と高齢者本人が問題にむきあえるような面談の場を設ける》等、事実に向き合うための支援がなされていた。

【④養護者が高齢者本人を理解するための支援を行う】《高齢者本人の気持ちを養護者へ伝える》ことで、本人への理解を深め養護者と高齢者本人の関係性を調整していた。

【⑤他機関とのチームを形成する】《他機関に繋げるまでの支援》として、組織連携できるように依頼し、《養護者の支援体制を整える》ための支援が行われていた。

【⑥養護者の人生を支える視点をもつ】養護者が《感情を吐き出してもらおう》ための面談をし、養護者自身が《自分の人生を考えるように促す》支援をしていた。

【⑦養護者が孤立を感じないための支援を行う】《養護者が家庭以外の役割をもつ働きかけ》や《地域との繋がりをつくる》等、孤立を感じさせないような支援がなされていた。

【⑧虐待対応終結後の継続的支援を行う】《他機関に繋がった後のフォロー》や施設等と協力し《本人と養護者の面会を調整する》等、継続的に支援していた。

【⑨粘り強くかかわる】どの段階でも粘り強くかかわる支援が見られた。

##### 2) 必要と思われる養護者支援について

33のコードから、13のサブカテゴリー、5つの【カテゴリー】を生成した。

【①養護者と支援者の信頼関係を構築する】 【②虐待要因を解消する】 【③高齢者本人や家族と養護者の好ましい関係性をつくる】 【④養護者を支えるネットワークを強化する】 【⑤養護者の自立と幸せを考える】 の5つのカテゴリーであった。

実際に行った支援と必要と思われる支援の比較から、【虐待の事実から出発する】 【虐待対応終結後の継続的支援を行う】 等、これまで意識してこなかった支援が抽出できた。

#### 5. 考察

高齢者本人の権利擁護を優先的に考えつつ、養護者自身を当事者として養護者の人生を支える視点を持ち支援する必要がある。そのためには虐待の事実から出発する支援を行うこと、虐待対応の段階(初動期、対応段階、終結段階、終結後)に応じて関係性を調整することが重要である。社会福祉士等に示していくために関係性の再構築に向けた養護者支援を言語化し、具体的な養護者支援のマニュアル等作成することが今後の課題である。